

茨城県地域防災計画の改定（案）の概要

○地震災害対策計画編・津波災害対策計画編・風水害等対策計画編

I 策定根拠

災害対策基本法 第40条に基づく法定計画

国の防災基本計画の修正をもとに、県の実情に合わせて茨城県地域防災計画を策定

II 主な改定項目

1 国の防災基本計画の見直しを踏まえた主な修正

①富士山の火山灰対策を踏まえた修正

降灰により想定される影響や住民への情報の発信など留意すべき事項を記載

②令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- ・在宅・車中泊避難者へのDWA T（災害派遣福祉チーム）派遣による福祉サービスの提供

これまで避難所を活動範囲としてきたが、災害救助法等の改正に伴い、在宅や自家用車等で避難生活を送る要配慮者へ拡大

③災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- ・県及び市町村における物資の備蓄状況の公表

県及び市町村の物資の備蓄状況を年1回公表

2 県の取組に伴う修正

- ・防災士との連携を明記

地域コミュニティの防災体制を強化するため、防災士との連携を明記

- ・災害救助法適用の取扱いを明記

災害が発生し、生命又は身体に危害を受けるおそれが生じる段階で、迅速な適用を検討する取扱いを明記

III 改定時期

2026年1月以降予定